

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について(令和4年度)

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和4年度 所定疾患施設療養費(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎)239単位／日

病名	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	件数	内容	件数	内容	件数	内容	件数	内容
4月	0	なし	2	投薬・検査	0	なし	0	なし
5月	0	なし	0	なし	1	投薬	0	なし
6月	0	なし	4	投薬・検査	0	なし	0	なし
7月	0	なし	2	投薬・検査	0	なし	0	なし
8月	0	なし	2	投薬・検査	0	なし	0	なし
9月	0	なし	4	投薬・検査	0	なし	0	なし
10月	0	なし	2	投薬・検査	0	なし	0	なし
11月	0	なし	2	投薬・検査	0	なし	0	なし
12月	0	なし	1	投薬・検査	0	なし	0	なし
1月	0	なし	1	投薬・検査	0	なし	0	なし
2月	0	なし	1	投薬・検査	0	なし	0	なし
3月	0	なし	0	なし	0	なし	1	投薬
年間合計	0		21		1		1	